

規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携WG

平成16年10月21日
法務省

1. 第三次出入国管理基本計画など

(1) 第三次出入国管理基本計画の検討状況について（出入国管理政策懇談会における検討状況）お示しいただきたい。

(考え方)

法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会では、出入国管理政策全般について、各界の有識者の方々に幅広い視点から議論していただいている。最近では、高度人材の受入れ促進、人口減少時代への対応のほか、留学生問題等について御議論いただいているところである。

今後、法務省としては、同懇談会での議論も踏まえながら第3次出入国管理基本計画についても検討してまいりたい。

(参考)

別添1 第四次出入国管理政策懇談会メンバー一覧

別添2 過去の開催歴

別添3 今後の予定

(2) 外務省・海外交流審議会答申において、「いわゆる単純労働者の受入れについてはどのように対応するか（たとえば、分野ごとに一定限度内で秩序ある導入の方途を考えることの是非）等について十分な議論を行い、長期的に適応できるような国民的合意の形成を図る」との記述があるが、本記述に関する貴省の考え方及び本件に関する今後の議論の方向性等についてお示しいただきたい。

(考え方)

法務省としては、国民の意識、我が国社会・経済の状況等も踏まえながら、社会の安全と秩序の維持に留意しつつ、いわゆる単純労働分野も含めた外国人労働者の受入れの必要性や受入れの在り方について関係省庁と協議しながら検討してまいりたい。

2. 在留期間について

(1) 在留期間について、例えば「人文知識・国際業務」の場合、「3年」又は「1年」とあるが、その決定に当たっての基準をお示しいただきたい。

また、それぞれの在留資格別・期間別の、在留外国人数（若しくはその割合）をお示しいただきたい。

(考え方)

在留期間の決定の基準については、在留資格「人文知識・国際業務」を例にとれば、原則として「3年」の在留期間を決定するが、申請人の経歴又は在留状況、雇用先等にかんがみ、活動状況を1年に1度確認する必要があると認められる場合は「1年」の在留期間を決定することとしている。

(例) 「1年」の在留期間を決定する事例の参考例

- ・申請人の経歴について、雇用先が転々としている等安定した就労状況にない場合
- ・雇用先が設立後間もなく、その規模等から事業の継続性を確認する必要がある場合

- ・申請人が従事する業務が当該雇用先において新規事業に当たり、事業の継続性を確認する必要がある場合
- ・雇用先の赤字経営が続く等、雇用先の経営状況から事業の継続性を確認する必要がある場合
- ・雇用先で過去に外国人従業員の活動について何らかの問題があった場合で、その後の活動状況について確認する必要がある場合
- ・申請人に前在留期間中に何らかの違反行為等があった場合で、その後の在留状況を確認する必要がある場合

なお、在留外国人に係る在留資格別・在留期間別の統計は存在しないが、新規入国者（再入国も含む。）に係る在留資格別・在留期間別の統計は別添4のとおりである。

(2) 2004年より、有期労働契約期間が、1年（高度専門知識を有する者は3年）から3年（高度専門知識を有する者は5年）とされたが、特に高度専門知識を有する外国人が、有期労働契約期間5年で契約した場合、最初の在留期間を3年付与すると、労働契約期間と在留期間の整合性が図られないが生じるが、どのように考えるか。

(考え方)

入管法上の在留期間の上限と有期労働契約期間については、双方の制度目的からして、それぞれの制度における期間の上限に対する考え方は自ずから異なるものであり、両制度において整合性をとる必要性があるものとは考えられない。

なお、在留期間は更新が可能である。

(3) 現在の在留期間を最長「3年」とする合理的根拠をお示しいただきたい。

なお、特区において、情報技術者や研究者については、最長5年の在留を認めているが、その5年とする具体的な理由等を示されたい。

(考え方)

外国人の適正な在留管理を行うため定期的に入国管理局当局において外国人の在留状況をチェックする必要があるが、そのチェックを行う必要のある一定の期間として入管法上の在留期間の上限を3年としているものである。なお、就労を目的とする在留資格の多くに係る在留期間の上限については、平成11年に1年から3年に伸長したところである。

また、構造改革特別区域制度における「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」において在留期間の上限を3年から5年に伸長する特例措置を講じたのは、地方公共団体が提案した特区に関するものであり、かつ、その地方公共団体が外国人研究者等の雇用先等を特定し、外国人の雇用先等にその督励された機関に限られる等、転職が自由でないことから、入国管理局による上記の在留状況のチェックを一定程度猶予することも可能であると判断したことによるものである。

なお、構造改革特区推進本部評価委員会における評価を踏まえ、「外国人研究者受入れ促進事業」については平成17年度中に全国展開することとされたところである。

(参考1)「規制改革の推進に関する第3次答申」(抜粋)

3 国際的な高度人材の移入促進(日本版「グリーンカード」の創設など)

(2) 高度人材の移入に資する在留期間の見直し【平成16年度以降検討、平成18年度結論】

我が国の経済活性化、技術の向上等に資する専門知識、技術等を有する外国人を積極的に受け入れるための施策の一つとして、安定的地位を付与する永住許可制度のみならず、在留期間についても見直すことを検討していく必要がある。

現在、入管法第2条の2第3項に基づき、我が国における外国人の在留期間は最長3年とされているところであるが、我が国経済等に貢献する高度な人材が安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある。一方、不法滞在者に係る問題も大きいことから、不法残留者等の不法滞在者のみならず、正規の在留資格を有しながら本来の目的と異なる活動を行う偽装滞在者が社会問題化し、厳格な対応が求められている。

したがって、在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得るべきである。

(参考2)

別添5 構造改革特区推進本部評価委員会評価意見

3. 「技術」

(1) 大学等の教育を受けていない者の実務経験を「10年以上」とする根拠をお示しいただきたい。

また、一定の能力を必要要件とするのであれば、現在の「10年以上」要件を、大学等で教育を受ける期間(4年程度)とする、つまり、実務経験期間と教育期間を同等に扱うことが可能ではないかと考えるが、どうか。

(考え方)

在留資格「技術」に係る上陸許可基準において、学歴要件として大学、実務経験として10年以上の実務経験を求めているが、当該実務経験を10年としているのは、入管法別表の在留資格「技術」はもともと大卒程度の能力を要する仕事を対象として規定されており、したがってこの在留資格に該当する活動に必要とされている「技術又は知識」を修得するために10年程度が必要であると判断しているためである。

現在の実務経験要件を「10年以上」から大学における教育期間と同等程度の「4年以上」程度とすることについては、ここで求めている「技術又は知識」とは理論を実際に応用して処理する能力という学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的なものであり、単に在学4年を要件としているものではないことから、御指摘のような実務経験期間の緩和は、特別な資格を取得する等の条件がない限り困難である。

(2) 現在、情報処理等に関する資格を有する者については、一定の緩和措置が図られているが、経済がめまぐるしく変化している中で、他の専門的技術を必要とする分野も、同様の措置が図られるべきと考えるが、どうか。
また、これら措置を検討するに当たって、必要とされる要件等をお示しいただきたい。

(考え方)

外国人情報処理技術者について行っている在留資格「技術」に係る上陸許可基準の緩和措置と同様の措置については、他の在留資格についても採りうるものがあれば行ってまいりたいと考えている。現在、入国管理局においては、相互認証等が実施されていて、上陸許可基準を緩和するべきものがあるとは承知していないが、今後とも、関係省庁と連携を図りつつ上陸許可基準の見直しを図ってまいりたい。

4. 「人文知識・国際業務」

大学等の教育を受けていない者の実務経験を「10年以上」とする根拠をお示しいただきたい。

また、一定の能力を必要要件とするのであれば、現在の「10年以上」要件を、大学等で教育を受ける期間（4年程度）とする、つまり、実務経験期間と教育期間を同等に扱うことが可能ではないかと考えるが、どうか。

(上記2.(1)と同様の趣旨)

(考え方)

在留資格「人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準において、学歴要件として大学、実務経験として10年以上の実務経験を求めているが、当該実務経験を10年としているのは、入管法別表の在留資格「人文知識・国際業務」は、もともと大卒程度の能力を要する仕事を対象として規定されており、したがって、この在留資格に該当する活動に必要とされている「知識」を実務経験により修得するためには、10年程度が必要であると判断しているためである。

現在の実務経験要件を「10年以上」から大学における教育期間と同等程度の「4年以上」程度とすることについては、ここで求めている「知識」が単に経験を積んで修得した知識ではなく、学問的・体系的な知識という学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的なものであり、単に在学4年を要件としているものではないことから、御指摘のような実務経験期間の緩和は、特別な資格を取得する等の条件がない限り困難である。

5. 「企業内転勤」

(1) 外国にある本店、支店等において「1年以上」継続して業務に従事していることを要件としているが、「1年以上」とする根拠について具体的にお示しいただきたい。

(考え方)

「企業内転勤」の在留資格は、同一企業等の内部における転勤として、我が国の事業所において限られた期間勤務する者である点に着目して、「技術」や「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動を行う外国人をこれらの在留資格の場合とは異なる基準の下に特例的に受け入れているものである。外国の事業所における1年以上の勤務実績を有することの要件は、このような緩和措置が何ら専門的知識・技術を持た

ない労働者確保の目的に利用されるのを防止する観点から設けられているものである。

なお、外国にある本店、支店等において1年以上の勤務実績がない外国人であっても、それぞれの要件を満たせば、「技術」又は「人文知識・国際業務」による入国・在留が可能である。

6. 「投資経営」

(1) 常勤職員を2名以上雇用しなくとも差し支えないとする、「500万円以上の投資額」の具体的な基準及び例をお示しいただきたい。

(考え方)

在留資格「投資・経営」に係る上陸許可基準の常勤職員に関する規定は、常勤職員を2名以上雇用しなくとも「当該事業がその経営又は監理に従事する者以外に2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模のものである」場合には適合するものであり、この「規模」の具体的な基準は、平成12年に法務省入国管理局が作成したガイドラインにおいて、新規事業を開始する場合の投資額が500万円以上であり、当該金額が会社の資金として維持されていれば上陸許可基準に適合するとしている。この投資額については、単に所有する株式の価額により決まるものではなく、当該事業に実質的に投下されている金額で判断されるものである。

また、外国人が起業する際の500万円以上の投資額については、会社を営むのに必要なものとして外国人が投下した額の総額であって、その使用目的は事業遂行上必要なものであれば足り、例えば、土地や建物あるいはその賃借料、さらには事務機器代等も含まれる。以上の点については、既にホームページで公開しているところである。

500万円とした根拠としては、日米通商航海条約により貿易を営む等の目的で相当額の資本を投下した企業の運営を指揮する等の目的のために入国・在留する者について相互に約束している米国の国務省査証部の査証事務処理規程において新規事業を開始する者に係る許可の要件として投資額を5万ドルと定めていること及び我が国の「投資・経営」に当たる韓国の「商用駐在」「企業投資」「貿易経営」の在留資格では年間5,000万ウォンの投資金額が必要とされていること等によるものである(別添6)。

7. 「医療」

(1) 我が国の医師、看護師の国家資格を取得する外国人の就労制限(主に6年、4年の期間制限)について、制限を撤廃すべきと考えるが、貴省としての見解をお示しいただきたい。なお、薬剤師、歯科衛生士等には同様の制限がないことを踏まえ、お示しいただきたい。

(考え方)

入管法第7条第3項の規定により上陸許可基準を定める場合には関係行政機関の長と協議することとされており、現行の医師又は看護師に係る就労制限は両業務独占資格の所管官庁である厚生労働省との協議を経て設けられているものであり、当省としては、それぞれの行政分野を所管する関係行政機関との協議等を経ることにより、上陸許可基準が同法第7条第1項第2号にあるように「我が国の産業及び国民生活に与

える影響その他の事情を勘案」したものとなっていると考えており、医師又は看護師に係る就労について研修として行うものにかぎり、かつ、期間を制限している規定についても現在の医師又は看護師の業務内容や需給バランス等を考慮したものと考えている。

また、薬剤師、歯科衛生士等について就労制限が設けられていないのは、厚生労働省との協議を通して、それぞれの資格の需給バランス等を考慮した結果である。

(2) 我が国における介護福祉士資格取得者や当該国で隣接職種の有資格者で日本語能力の高い外国人については、「医療」若しくは「技術」、「技能」等の在留資格を付与し、就労を認めるべきと考えるが、貴省としての見解をお示しいただきたい。

(考え方)

現在、日比経済連携協定を始めとして経済連携協定交渉において各国と協議している事項であり明確な回答を行うことは困難であるが、受入れ対象者について日本語能力や資格取得など一定の要件を設けることによって介護労働者の受入れが可能か検討を進めており、不法就労等の問題が発生しないように留意しつつ、よりよい制度設計が可能となるように努めてまいりたい。

8. 「技能」

(1) 一部例外（スポーツ選手等）を除き、実務経験「10年以上」を要件としているが、その具体的な根拠をお示しいただきたい。

また、一定の能力を必要要件とするのであれば、現在の「10年以上」要件を、公的資格等を有する者に代替する（若しくはこれら資格者の場合は、期間を緩和する）ことも考えられるが、どうか。

(考え方)

在留資格「技能」は熟練技能者を対象とするものであり、同在留資格に係る上陸許可基準において、当該実務経験10年を求めているのは、「技能」は個人が自己の経験に集積によって修得した能力であって、相当期間の修練と実務経験を通して初めて修得できる一定水準以上の技量を要するものであり、各種技能が熟練の域に達するためには10年程度が必要であると判断しているためである。

また、一定の公的資格を有する者に対する実務経験要件の緩和は、現在のところ実施し得るものはないと考えているが、客観的に評価しうる資格制度があれば将来採り得る可能性があると考えている。

(2) 法律上は「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務」とされているが、基準省令により、8職種に限定されている。その限定されている理由についてお示しいただきたい。なお、産業界等からのニーズ等により、対象職種を拡大することも考えられるかどうか、お示しいただきたい。（料理人、美容師、理容師等）

(考え方)

在留資格「技能」の上陸許可基準において8職種に係る業務に限定しているのは、現在の時点において我が国に受け入れるべき、「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務」に従事する者が当該8職種であると判断しているためであり、

今後、産業界等にニーズがあり、かつ、労働市場等の観点から問題がない「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務」と判断される職種があれば、追加することを検討してまいりたいと考えている。

なお、「産業上の特殊な分野」としては、一般的に、「外国に特有の産業分野、外国の技能レベルが我が国よりも高い産業分野、我が国において従事する熟練技能労働者が少数しか存在しない産業分野等」が考えられる。

9. 外国企業との契約

我が国企業と我が国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業とが一定の契約を締結した際、同契約を履行するにあたり、同契約に基づき外国企業の専門的・技術的分野の外国人を一定期間、我が国に受け入れる必要性が高まっているものの、現在の在留資格区分には該当しない可能性がある。以下事例について、C（外国人）の短期滞在以外での入国の可否、また入国できるとした場合の在留資格（短期滞在を除く）及びその要件等をお示しいただきたい。

<外国企業との契約に基づく専門的・技術的分野の外国人の受入に係る在留資格が整備されていないことにより障害が発生し得る事例>

*いずれの例も、A社とCとの間には何ら契約等の関係はない。

【事例1：共同研究・開発】

わが国のA社と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業B社とが、共同研究・開発契約を締結した。先端技術に関する共同研究・開発を行うにあたり、両社の有する技術を相互に把握し、円滑な研究活動を進めるためには、B社の技術者Cが一定期間、A社の本社研究部門においてA社の研究者と共同研究を進める必要がある。

【事例2：システム構築】

わが国のA社と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない外国企業B社とが、システム構築の契約を締結し、B社がその作業を行うこととなった。当該作業を進めるにあたっては、A社の業務実態やニーズを把握することが必要であり、また、システム導入のテストやトラブル処理のため、B社の技術者Cが一定期間、A社において作業を進める必要がある。

【事例3：マーケティング】

わが国のA社と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない海外マーケティング会社B社とが、マーケティング契約を締結した。B社が、A社に対して、販路開拓等に関する適切なアドバイスを行うためには、B社自身がA社の製品・サービスの特性や販売力等を調査・分析し、把握する必要があることから、B社の社員Cが一定期間、A社の本社マーケティング部門等において作業を進める必要がある。

【事例4：コンサルティング】

わが国のA社と、わが国に本店、支店、その他の事業所がない海外コンサルティング会社B社とが、A社の組織改革、業務円滑化を進めるためのコンサルティング契約を締結した。コンサルティングを行うにあたっては、A社の組織や職員の配置状況、業務の実施手法等について詳細に把握する必要があるため、B社の社員Cが一定期間、A社の本社関連部門において作業を進める必要がある。

(考え方)

<事例1について>

A B間で在籍出向契約を締結し、A C間で雇用関係を発生させることが可能であれば、在留資格「研究」、「技術」等に該当し得る場合がある。

<事例2について>

A B間で在籍出向契約を締結し、A C間で雇用関係を発生させることが可能であれば、在留資格「技術」等に該当し得る場合がある。

<事例3について>

A B間で在籍出向契約を締結し、A C間で雇用関係を発生させることが可能であれば、在留資格「人文知識・国際業務」等に該当し得る場合がある。

<事例4について>

A B間で在籍出向契約を締結し、A C間で雇用関係を発生させることが可能であれば、在留資格「人文知識・国際業務」等に該当し得る場合がある。

いずれの場合であっても就労資格を付与する以上、現行制度下では「本邦の公私の機関との契約」が必要となる。国際請負、国際労働派遣といった形態が多く見られるに至った場合には、当該要件の見直しについて検討する必要があるが、単純労働者や低賃金労働者の受入れ等の悪用を防ぐためにも、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令の適用が確保されることが前提となる。

10. 「留学」

(1) 日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言（平成16年4月20日）」において、留学の在留資格を付与された外国人が我が国において就職を希望し、在留資格変更を申請した際に不許可となる理由について、「大学で学んだ「専攻」と就職する際の「業種」「職種」が一致しないことをあげるケースが少なくない」と記載されているが、「留学」から「就労系在留資格」に変更する際の要件をお示しいただきたい。

(考え方)

「留学」からのものも含め、一般的に「技術」「人文知識・国際業務」等の就労を目的とする在留資格への変更については、変更後の在留資格に該当する活動を行うことができるか、入管法第20条第3項に定める在留資格の変更を認める相当な理由があるか否か、過去の在留状況が良好か等について審査している。

なお、在留資格「留学」からの就労資格への変更については、専攻した分野に属する知識と従事しようとする業務との間に関連性が認められれば足り、専攻科目と「業種」「職種」が完全に一致する必要はない。

(2) 留学後の就職期間について、現在の最長180日では短いとの要望が寄せられているが、これらについてどのように考えるか。

また、その決定に際して、地方入管ごとに対応が異なることや明確な基準が示されておらず、大幅な裁量で運用されているとの指摘があるが、どうか。

(考え方)

本年6月に実施された全国規模の規制改革・民間開放要望に関して回答したように、優秀な外国人留学生であれば、多くの日本人大学生と同様、在学中に就職を決定することが可能であると考えており、留学生が卒業後就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格を容認する措置自体が特例であるため、180日を越える期間の滞在を認めることは考えていない。

また、運用が大幅な裁量でなされているとの御指摘の根拠が不明であるが、別添7の通達に基づき各地方入国管理局において適正に実施しているところである。なお、平成16年8月現在、本措置の実施状況は以下のとおりである。

在留資格変更許可（「留学」から「短期滞在」への在留資格変更）：37件
在留期間更新許可（「短期滞在」の期間更新）：14件

(3) 9月30日、文部科学省・中央教育審議会答申で、一定の要件の下、外国大学の日本分校について、その卒業生の日本の大学院への入学が認められたり、単位の互換等を認めるとのことが示されたが、今後、このような外国大学の日本分校に留学する外国人の在留資格は、「留学」を付与することになるのか。

(考え方)

御指摘のケースについては、在留資格「留学」を付与する方向で検討中である。

11. 「研修・技能実習」

(1) 研修期間中の研修生は労働者ではないため、「生活費」として支給され、その支払も少額である。不法就労等を規制する観点から、一定の支払額を保証すべきと考えるが、どうか。

(考え方)

「研修」の在留資格をもって在留する者は労働者ではなく、報酬を受けることは許されていない。

研修手当の支払は認められているが、活動に対する対価として支払うことは許されず実費弁償の範囲に限られている。

いずれにしても、研修の趣旨は日本が海外への協力として研修生を受け入れ、技術等を修得させるものであり、研修手当の支払も当然に行われるものではなく、支払を保証するような性格のものではない。

(2) 現在の研修は日勤のみで、3交替によるものが認められないと聞かすが、実態はどうか。

(考え方)

研修生は労働力ではなく、技能等を修得する者であるという研修制度の趣旨にかんがみ、恒常的に夜間に研修をさせることは原則として認められない。

通常、24時間体制で稼働している工場等においては、従事する時間によって作業内容が変わらないと考えられるところ、夜間は、業務に不慣れで学ぶために来ている研修生にとっては、技能等を安全かつ効率的に修得するという観点から適切ではなく、また、日中と変わらない業務についての研修を夜間に行う必要性もないと考えられるが、業務の特殊性から夜勤を行うことによってのみ修得できる技能等があると判断される場合には、期間の妥当性がある等の点について考慮した上で、個別に夜勤も含む研修を認めることとしている。

(参考) 夜勤の研修を認めている事例の概要

- ・実務研修の一環として、夜間の作業を一時的に体験させる必要がある場合
- ・生産ラインのローテーションに組み入れて研修を行うため、夜間に研修を実施する必要がある場合

(3) 研修から技能実習に移行する際の検定試験は日本語による試験のみであるが、日本語以外にも英語等による試験を認めるべきではないかと考えるが、どうか。

(考え方)

技能検定制度については厚生労働省の所管である。

なお、一般論としては、日本語以外の言語による試験を認める余地もないわけではないと考えられるが、その場合、そもそも日本で研修を行うことの意義や、日本語による研修生受入れ機関による指導の在り方、研修生の安全確保等の観点から、慎重な検討が必要であると思われる。また、研修生は研修期間中、日本を生活の本拠とするので、日常生活において日本語は不可欠であり、日本語以外の言語による試験を認めたとしても、研修や日常生活に不自由しない程度の日本語能力を有することができるよう、配慮しなくてはならない。

(4) いわゆる「5%ルール」について、以前は、企業体（グループ）単位で算出されていたが、現在は、企業単体での割合とされていると聞かすが、その事実関係についてお示しいただきたい。

(考え方)

研修生の受入れ人数の上限は、受入れ機関が研修生に対する十分な研修実施能力を有していなければならないとの観点から、ひとつの受入れ機関が受け入れることのできる研修生の人数をその常勤職員の総数の1/20以内として定めているものである。

この場合の常勤職員は当該公私の機関（法人であれば当該法人）に属する者（ただし、派遣労働者を除く。）であり、別法人のグループ企業の職員は含まれていない。

(5) 現在、不正な受け入れ等を行った機関については、新規受け入れを3年間停止しているが、善良な受け入れを促進する観点から、当該措置を5年程度に引き上げるべきと考えるが、どうか。

(考え方)

研修・技能実習制度の目的は、我が国で開発され培われた技術等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することであるから、多くの場面で同制度が活用されることが望ましいと考えており、一度不正行為認定されても、再発防止策等を十分に講じ、再度研修生を受入れたいとする機関に対しては、再受入れのチャンスを与えることが好ましい場合もあると考えられる。

他方、不正行為と認定された受け入れ機関が当該機関の経過後に再度受け入れを行いたいとしても、適正な受け入れが行われるための措置が講じられていると認められなければ、その受け入れは認められないこととなる。

(6) 再研修・技能研修が認められる基準をお示しいただきたい。

(考え方)

再研修の理由、必要性、新たな研修終了後の処遇（職位）等を検討した上で、既に技術移転が行われており、より上級の研修といえる場合には柔軟に対応しているところである。

また、従前と全く異なる業種の再研修については、原則として認められていないが、合理的な理由があることや、研修（技能実習）終了後、技術移転が行われた実績があるもの等を個別に審査し、可否を判断している。

(注) 実務上は、少なくとも6月以上本国において現職で活動したことを求めている。

12. 「永住」

(1) 規制改革・民間開放推進3か年計画で、「永住許可要件のガイドライン化」について本年度中に措置することが決定されたが、当該措置に関する検討状況についてお示しいただきたい。

(考え方)

現在、作成中であるが別添8のようなイメージを考えている。

(2) 永住許可を与える前の在留資格について、当該在留資格毎の人数（過去3年分）をお示しいただきたい。

(考え方)

当該人数の抽出については、時間と経費がかかるため過去3年分の統計を提出することは困難である。

13. 審査の透明性等

(1) 日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言（平成16年4月20日）」において、「在留資格認定証明書の交付・不交付事例の公開、理由の提示」、「在留資格審査手続に係る処分の簡素化・迅速化」（いずれも同提言P14）について、貴省の見解をお示しいただきたい。

(考え方)

「在留資格認定証明書の交付・不交付事例の公開、理由の提示」（在留資格認定証明書の交付・不交付に関する事例を類型化し公開する。また、在留資格認定証明書の不交付を決定した場合、その申請人に対して、別表以上の具体的な理由を提示する。）については、在留資格認定証明書の交付の要件は法令により明確となっており、交付・不交付事例を類型化し公開する必要性はないものと考えている。また、不交付理由の提示については、別添9の様式に基づき適正に提示した上で、更に説明を希望する方に対しては、担当者から詳細に説明している。

「在留資格審査手続に係る処分の簡素化・迅速化」（法務省入国管理局における在留資格認定証明書交付申請に係る審査は、平均で2～3カ月、長い場合には半年という審査期間を要するケースもある。こうした状況は、優秀な外国人をいち早く受け入れて事業を遂行したい企業からすればあまりに長いといわざるを得ない。イギリスでは、電子申請システムが導入されており、申請書受理後1日で7割、受理後1週間で9割が処理されている。また査証の申請には、在外公館のある地域によっては、代表取締役の押印まで求められる招聘理由書、身元保証書の提出が必要になる。たとえば、過去数年間にわたり申請において不許可になった事例がなく、かつ許可された外国人に事故が発生した事例もないような企業等を優良事業者として認定する制度を設け、こうした事業者が代理人として査証、在留資格認定証明書の交付を申請する場合には、特別に、迅速（例：1週間の処理期間の設定等）かつ簡易な手続き（例：査証申請の必要書類における代表取締役印を招聘企業の部門長印で代替等）で当該申請に対する処理を行い得るようにする。）については、査証に関しては外務省の所管であるためお答えできないが、在留資格認定証明書に関しては、過去に不許可になった事例がない等の優良事業者であれば1～2週間程度で手続が終了しているものと考えている。

(2) いわゆる「マクリーン判決」で示された、「裁量権」について、貴省の見解をお示しいただきたい。

(考え方)

「マクリーン事件判決」は最高裁によって判示されたものであり、行政庁として十分尊重しているが、判決内容について行政庁として具体的にコメントすることは差し控えたい。

一般論としては、出入国管理行政を遂行していく上で、一定の裁量権は必要であると考えているものの、当然ながら裁量権の範囲を超える又は濫用がなされることは認められず、出入国管理行政を適正に実施していく範囲内で裁量権が行使されるべきと考えている。

(3) 外国人の上陸拒否と退去強制については、一定の三審制が採用され、慎重な手続の保障が図られているが、在留中の外国人の在留審査（資格変更、期間更新等）はこのような手続の定めがない（現在は、退去強制手続を通じて在留特別許可を受けるか、不許可処分の取消訴訟を提起するしか救済の道はないと考えられる）。本来合法的に在留資格を得て上陸している外国人の在留状態は尊重され、保護されるべきと考えるが、どうか。

また、行政手続法上、外国人の出入国等に関する処分及び行政指導は対象外とされているが、その理由等についてお示しいただきたい。

(考え方)

上陸審査手続及び退去強制手続における入国審査官及び特別審理官の行う上陸の許否や退去強制事由該当性の認定は入管法で規定されている要件に該当するか否かの事実認定の問題であり、入国審査官等に何ら裁量を認めるものではなく、また、退去命令又は退去強制は外国人を本邦から退去させるという強力な処分であることから、最終的な判断を裁量権を有する法務大臣の裁決に係らしめ、慎重な事実認定を行う観点から三審制を敷いているところである。

一方、在留資格変更又は在留期間更新の許否の認定については、変更又は更新事由が概括的に規定され、この判断基準が特に定められておらず当初から許否の判断を法務大臣の裁量に任せ、その裁量権の範囲を広範なものとしているところであり、また、当該手続において不許可処分を受けたとしても、そのことのみをもって在留が違法となり本邦からの退去を強制されるものではないことから、特段三審制を採っていない。

なお、行政手続法は当省が所管していないため解釈権限を有しないが、一般的には、「外国人の出入国に関する処分及び行政指導は、基本的に国家の主権にかかわる事項であるとされている。また、難民の認定及び帰化についても同様である。このような分野について、一般国民に対する通常処分等を対象とする本法を適用することは本法の意図するところではないため、適用除外としている。」（「逐条解説行政手続法」総務省行政管理局編）と整理されていると認識している。

14. 不法滞在者対策

(1) 刑罰法令違反者等の除いた不法滞在者を、彼らの入国事情、当該不法残留者のわが国での不法在留中の一切の行状、国内の政治・経済・社会等の諸事情、国際情勢、外交関係、国際礼譲などを勘案しながら、従来からの、一定のキャンペーン期間の摘発中心主義による一律な強制的「排除」から、「在留特別」等を通じてももとは少なくない「善良」であった外国人に対し、何らかの形で正規の在留を認めるなどして、我が国での「法的地位の安定」を図ることも、不法滞在者削減策としてこれからの選択肢の一つではないかと考えるが、どうか。

(考え方)

御指摘の在留特別許可については、個々の事案ごとに在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、その他諸般の事情を総合的に考慮し、適切に運用してまいりたい。

(2) 受け入れる企業の責任を明確化するため、どのような方策が考えられるか。また、「外国人雇用状況報告」制度を現在の任意のものではなく、義務化することも考えられないか、貴省の見解をお示しいただきたい。

(考え方)

外国人を受け入れる企業の責任の在り方については、「外国人研究者受入れ促進事業」の全国展開においても検討することとしており、現在、具体的方策について示すことのできる段階にない。

なお、「外国人雇用状況報告」の義務化については、厚生労働省所管の制度であるため、当省として回答する立場にないが、一般論として、外国人の就労状況を把握できる制度は不法就労等の防止につながるものと思われる。

(3) その他、不法滞在者等を減少させるため、入国時によるチェックのみならず、入国後のチェック体制もあわせて強化する必要があると考えるが、どうか。また、その具体的方策等について、貴省の見解をお示しいただきたい。

(考え方)

在留外国人の適正な管理を行う上で、実態調査体制等入国後のチェック体制の整備は必要不可欠であり、従前からその充実に努めてきたところであるが、今後とも、その充実に努めてまいりたい。なお、在留資格取消制度の創設に伴い、在留中の実態調査が可能となったところである。

(4) 在留資格更新等の際に、納税、社会保険等の納付状況、義務教育を受けさせているか否かなどをあわせて提出させるべきとの意見があるが、どうか。

(考え方)

入管法は、公正な出入国の管理を立法目的としており、納税や社会保険の加入を徹底すること又は子供の将来を考えて就学させることを目的としておらず、入管法で対応することは立法趣旨に合わないため、これらを許可の際の条件とすることは困難である。納税や社会保険への加入、子供に教育を受けさせることが徹底されていないのであれば、まずは各制度で対応すべきである。

15. 査証

(1) 外務省・海外交流審議会答申（平成16年10月5日）において、台湾の査証免除について言及されているが、現在の入管法上の解釈では難しいのではないかと考えるが、どうか。

(考え方)

御指摘のとおり、現行入管法では台湾に係る査証免除を実施することは困難であることから、台湾に係る査証免除を実施するためには、入管法の改正を検討する必要があると考える。

第四次出入国管理政策懇談会名簿

- | | |
|------------|---------------------------|
| (座長) 楠川 絢一 | 元東京都立大学総長 |
| 紀 陸 孝 | 日本経済団体連合会常務理事 |
| グレゴリー・クラーク | 国際教養大学副学長, 多摩大学名誉学長 |
| 須賀 恭 孝 | 日本労働組合総連合会常任中央執行委員・総合労働局長 |
| 高 橋 進 | 日本総合研究所理事 |
| 多賀谷 一 照 | 千葉大学学長補佐, 法経学部教授 |
| 寺 尾 美 子 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 寺 田 範 雄 | 全国商工会連合会専務理事 |
| 中 谷 巖 | 多摩大学学長, UFJ総合研究所理事長 |
| 前 田 雅 英 | 東京都立大学法学部長 |
| 目 黒 依 子 | 上智大学文学部教授 |
| 横 田 洋 三 | 中央大学法科大学院教授, 国際連合大学学長特別顧問 |
| 吉 川 精 一 | 弁護士 |

第四次出入国管理政策懇談会議題一覧

	開催日	議 題
第1回 会合	平成12年3月30日	・第2次出入国管理基本計画について ・懇談会の進め方等について
第2回 会合	平成12年5月25日	・東京入国管理局視察及び業務内容説明
第3回 会合	平成12年7月6日	・IT分野の外国人労働者の受入れについて ・アジア諸国からの留学生等の受入れについて ・研修・技能実習制度について ・警察等との協力について ・女性・児童等のトラフィッキング問題について ・上記諸問題をめぐる出入国管理行政のあり方等について自由討議
第4回 会合	平成12年9月25日	・外国人労働者の受入れについて
第5回 会合	平成13年3月21日	・留学生及び就学生の受入れについて
第6回 会合	平成13年7月2日	・身分等に基づいて日本に在留する外国人について
第7回 会合	平成13年9月20日	・文化交流その他
第8回 会合	平成13年12月17日	・研修・技能実習制度について
第9回 会合	平成14年3月28日	・研修・技能実習制度について（第2回）
第10回 会合	平成14年6月11日	・難民問題に関する専門部会の設置等について
第11回 会合	平成14年9月20日	・次期臨時国会における入管法改正について
第12回 会合	平成14年10月28日	・難民認定制度の見直しについて
第13回 会合	平成15年3月5日	・通常国会における入管法改正について
第14回 会合	平成15年12月16日	・難民認定制度の見直し（最終報告案）について
第15回 会合	平成16年2月23日	・出入国管理をめぐり最近の状況と施策等について
第16回 会合	平成16年3月24日	・外国人労働者受入れに関する関係省庁との意見交換 ・今次通常国会における入管法改正について
第17回 会合	平成16年4月23日	・高度人材の受入れ促進について
第18回 会合	平成16年5月28日	・人口減少時代への対応について

第19 回会合	平成16年6月25日	・専門的、技術的分野と評価し得る新たな分野について
第20 回会合	平成16年7月29日	・留学生の受入れ問題及び訪日観光客の拡大等について関係省庁との意見交換
第21 回会合	平成16年9月27日	・訪日観光客の拡大等・文化交流の拡大、留学生等の受入れ問題及び研修・技能 実習制度の在り方について

今後のスケジュール

10月22日

- 長期にわたり我が国に在留する外国人への対応
- 不法滞在者問題への対応

11月19日

- 報告書案審議（第1回）

12月中旬

- 報告書案審議（第2回）

12月下旬

- 報告書の法務大臣への提出

(注) 今後の議論により変更があり得る。

在留資格・在留期間別入国者数(再入国許可数を含む)

H12 (人)

	30日	3月	6月	1年	3年	計	再入国者
教授	—	—	—	2,663	11,974	14,637	(12,696)
芸術	—	—	—	412	434	846	(679)
宗教	—	—	—	708	6,158	6,866	(5,667)
報道	—	—	—	252	1,119	1,371	(1,140)
投資・経営	—	—	—	6,225	29,317	35,542	(34,679)
法律・会計業務	—	—	—	27	560	587	(584)
医療	—	—	—	66	67	133	(132)
研究	—	—	1	2,705	3,281	5,987	(4,951)
教育	—	—	—	12,059	7,291	19,350	(16,027)
技術	—	—	—	15,040	20,169	35,209	(31,813)
人文知識・国際業務	—	—	3	40,766	47,883	88,652	(81,613)
企業内転勤	—	—	4	13,918	25,050	38,972	(35,096)
興行	—	74,733	28,934	2,017	—	105,684	(2,420)
技能	—	—	—	10,698	3,160	13,858	(10,329)
計	—	74,733	28,942	107,556	156,463	367,694	(237,826)

H13 (人)

	30日	3月	6月	1年	3年	計	再入国者
教授	—	—	—	2,178	13,053	15,231	(13,207)
芸術	—	—	—	396	474	870	(659)
宗教	—	—	—	666	5,803	6,469	(5,364)
報道	—	—	—	163	955	1,118	(952)
投資・経営	—	—	—	4,885	30,122	35,007	(34,326)
法律・会計業務	—	—	—	1	641	642	(637)
医療	—	—	—	31	75	106	(106)
研究	—	—	—	1,149	4,403	5,552	(4,759)
教育	—	—	—	3,203	16,272	19,475	(16,179)
技術	—	—	—	7,365	29,629	36,994	(33,686)
人文知識・国際業務	—	—	5	20,132	72,378	92,515	(85,570)
企業内転勤	—	—	—	4,966	35,598	40,564	(37,101)
興行	—	67,502	50,964	2,260	—	120,726	(2,887)
技能	—	—	—	7,359	5,255	12,614	(10,496)
計	—	67,502	50,969	54,754	214,658	387,883	(245,929)

H14 (人)

	30日	3月	6月	1年	3年	計	再入国者
教授	—	—	—	2,475	13,396	15,871	(13,905)
芸術	—	—	—	418	571	989	(769)
宗教	—	—	—	694	5,688	6,382	(5,436)
報道	—	—	—	366	925	1,291	(940)
投資・経営	—	—	—	4,812	31,608	36,420	(35,854)
法律・会計業務	—	—	—	10	701	711	(710)
医療	—	—	—	30	99	129	(125)
研究	—	—	—	1,279	4,698	5,977	(5,195)
教育	—	—	—	1,098	19,236	20,334	(16,997)
技術	—	—	—	7,900	32,546	40,446	(37,687)
人文知識・国際業務	—	—	—	19,594	81,584	101,178	(95,027)
企業内転勤	—	—	—	5,732	37,337	43,069	(40,169)
興行	—	64,102	59,739	2,317	—	126,158	(2,836)
技能	—	—	—	6,033	6,514	12,547	(10,755)
計	—	64,102	59,739	52,758	234,903	411,502	(266,405)

H15

(人)

	30日	3月	6月	1年	3年	計	再入国者
教授	—	—	—	3,281	12,826	16,107	(13,804)
芸術	—	—	—	401	469	870	(676)
宗教	—	—	—	613	5,762	6,375	(5,448)
報道	—	—	—	218	780	998	(757)
投資・経営	—	—	—	5,112	29,581	34,693	(34,095)
法律・会計業務	—	—	—	7	719	726	(722)
医療	—	—	—	31	86	117	(117)
研究	—	—	—	1,199	4,075	5,274	(4,627)
教育	—	—	—	796	18,415	19,211	(15,939)
技術	—	—	—	9,009	30,004	39,013	(36,370)
人文知識・国際業務	—	—	—	24,856	73,456	98,312	(91,426)
企業内転勤	—	—	—	6,905	34,994	41,899	(38,478)
興行	—	71,396	61,837	2,678	—	135,911	(2,808)
技能	—	—	—	5,411	6,287	11,698	(10,106)
計	—	71,396	61,837	60,517	217,454	411,204	(255,373)

※ 現行の在留期間上限は平成11年10月から施行されていることから、比較可能な過去4年分を掲載している。

平成16年9月3日

構造改革特別区域推進本部長

小泉 純一郎 殿

構造改革特別区域推進本部 評価委員会 委員長 八代尚宏

「特区において講じられた規制の特例措置の評価に係る意見」について

本委員会は、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）に基づき、特区において講じられた規制の特例措置の評価を行ったところ、構造改革特別区域推進本部令（平成15年政令第326号）第1条第2項の規定に基づき、別冊のとおり意見を提出する。

別冊

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成16年度 上半期分

平成16年8月31日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

評価意見

①	別表1の番号	501・502・503
②	特定事業の名称	外国人研究者受入れ促進事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を経営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
⑦	今後の対応方針	①地方公共団体の関与のあり方(特に研究機関・施設の特定の方法、研究機関・施設の責任の明確化その他の弊害予防措置)、②入管法上の他の在留資格の在留期間の上限が3年である中で外国人研究者受入れ促進事業に係る外国人の在留期間の上限を特区に限定することなく5年とした場合の整合性等について規制所管省庁において検討し、平成17年度中のできるだけ早期に検証を終え、平成17年度中に措置すること。
⑧	全国展開の実施内容	①特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とすること、②在留期間の上限の3年から5年への伸長、③当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和措置が採られていることなど、本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。
⑨	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

事 務 連 絡

平成12年12月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 稲見敏夫



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の在留資格「投資・経営」の上陸許可基準に係るガイドライン策定の背景及びその運用について（通知）

標記ガイドラインについては、本月25日付け法務省管在第4135号通達をもって、新規事業を開始しようとする場合の年間投資額について通達したところですが、同ガイドライン策定の背景及びその運用を別紙のとおり通知しますので、本信接到次第速やかに実施願います。

なお、「入国・在留審査実務の手引」の改訂については、別途通知します。

おって、管下出張所長に対しては貴職から通知願います。

本信写し送付先 入国者収容所

(別紙)

在留資格「投資・経営」の上陸許可基準第1号口及び第2号口に規定する規模要件に係るガイドラインについて

1 背景等

(1) 現行の取扱い等

基準省令第1号口及び第2号口においては、投資・経営活動を行うに当たり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」であれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合要件となるものではないが、各地方入国管理局等においては、実務上2人以上の雇用を要件とする運用を行っていたことを踏まえ、本年2月29日付け法務省管第748号通知「在留資格『投資・経営』に係る上陸許可基準の運用等について」により、当該「規模」に係る運用については、2人以上の常勤職員の雇用がない場合であっても、事業が2人の常勤職員が営まれる程度の規模であつて、かつ、安定的・継続的に運営されると予見され、又は運営されていると認められる場合には本省進達の上で許否を決定している。

(2) 各種会議等における要望

韓国側から、OTO（市場開放問題等苦情処理推進会議）、日韓投資協定、日韓領事当局間協議等あらゆる機を捉えて、「投資・経営」に係る上陸許可基準の運用で2人以上の常勤職員の雇用を要件としていることについて、事業開始時の人件費を増大させ、事業運営を困難とさせている。また、そもそも従業員への雇用は経営者の判断に委ねられるべき等として、基準の緩和又は撤廃を求められている。

なお、韓国側要望事項は以下のとおりである。

ア 「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」であれば「投資・経営」の在留資格での入国を許可するよう各地方の入国管理局に対し、その趣旨を徹底すること。

(注) 平成12年2月29日付け法務省管第748号（「在留資格「投

資・経営」に係る上陸許可基準の運用等について（通知）」をもって、趣旨の徹底を通知済み。

イ 「2人以上の常勤職員」を雇用しない場合の「合理的な審査上のガイドライン」を平成12年中に作成すること。

2 ガイドライン設定の根拠

(1) ガイドラインの作成について、本年2月24日開催、第7回OTO専門家会合の席上において、当省から①「例えば、相当な投資をしている、あるいは、売上高があつて事業運営が安定的に行い得ることが認められる場合には、これを認めるように地方入国管理局に対して指導を徹底する。」、②「基準の趣旨を地方入国管理局に徹底するとともに、新しい形態の企業に対して実用例を踏まえながら、できるだけ合理的なガイドライン、運用の基準を定めるよう努力する。」等として我が国側の意思を表示しているところ、その「実用例」をサンプリングする目的をも含め、同月29日付け法務省管在第748号通知「在留資格『投資・経営』に係る上陸許可基準の運用等について」により、当該「規模」に係る運用については、2人以上の常勤職員の雇用がない場合であっても、事業が2人の常勤職員が営まれる程度の規模であつて、かつ、安定的・継続的に運営されると予見され、又は運営されていると認められる場合には本省進達の上、許否を決定しているが、同通知発出以降これまで、実際に在留資格認定証明書交付申請等はなされていないことから、「実用例を踏まえながら」とするガイドラインを作成することが事実上できないものとなった。そこで、次の理由からガイドラインの投資額を決定した。

日本とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約においては第1条1(b)、当該国民が相当な額の資本を投下する過程にある企業を発展させ、若しくはその企業の運営を指揮する目的をもって、又は(c)外国人の入国及び在留に関する法令の認めるその他の目的をもって、他方の締約国の領域に入り、及びその領域に在留することを許されると規定されており、その米国は、国務省査証部の査証事務処理規程において、新規事業を開始する場合の投資額を5万ドルと定めている。この条約は、米国民に最恵国待遇を与えるものであり、同額と大きな差異の生じる額の設定はできないこと。

また、日本の在留資格「投資・経営」は、韓国における「商用駐在（D-7）」、「企業投資（D-8）」、「貿易経営（D-9）」の在留資格に相当するところ、同国における投資金額は5,000万ウォンとされており、このことから見て、年間500万円以上の投資額とするガイドラインは相当程度の額といえること。

- (2) 都道府県別最低賃金において最も低賃金となるのは沖縄県の4,625円/日（平成9年度）であり、これを月額に換算した場合、その額は9万2,500円（20日労働）となる。

この沖縄県の最低賃金をもって2人の常勤職員を雇用した場合、経営者等の報酬分も含めれば、その総額は年間333万円となるが、この333万円に基準省令上の要件とされている事業所の確保に係る経費として年間約120万円（10万円/月）、更に事務機器、物品費、事務所維持費等当面の経費が必要となることから、これらを合算すると概ね500万円となり、このことから相当程度の額といえること。

3 運用

新規事業を開始しようとする場合は、次の(1)～(3)について投資されている額が500万円以上であり、かつ、500万円以上の投資額が継続して維持されることが確認される場合において、基準省令にいう「当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。」に適合するものとして取り扱うこととする。

(1) 事業所の確保

当該事業を営むための事業所として使用する施設の確保に係る経費。

(2) 雇用する職員の給与等

常勤、非常勤を問わず、当該事業所において雇用する職員に支払われる報酬に係る経費。

(3) その他

事業所に備え付けのための事務機器購入経費及び事業所維持に係る経費。

保存期間：10年

法務省管在第1181号

平成16年 2月26日

地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 増田 暢也

構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の
実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて（通達）

平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定「構造改革特区推進のための
プログラム」別表第2及び同15年1月24日閣議決定された「構造改革特別
区域基本方針」（同年7月4日付け一部変更）別表2で定められた全国において
規制改革を実施することとなった規制改革事項のうち、平成15年度中に実施す
ることとされている当局において実施するものについては、2月27日付けをも
って「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（平
成2年法務省令第16号。以下「上陸許可基準」という。）、「出入国管理及び難
民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げ
る活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」と
いう。）、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の
医療の在留資格に係る基準の2号口の規定に基づき診療所を定める件」（平成2
年法務省告示第197号。以下「医療告示」という。）の改正が行われ、2月2
7日施行されることに伴い、これら省令等の改正に係る入国・在留諸申請の事務
取扱い及び省令等の改正を伴わない規制改革事項に係る同事務取扱いを下記のと
おり定めたので、2月27日から実施願います。

なお、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

記

第1 外国人学生の特定活動ビザ取得要件の緩和

1 規制改革の概要

夏季休暇期間等を利用して本邦の企業等での実務を経験しようとする外国人学生の受入れについて、原則として単位取得を前提とした現行の規制を緩和する。

2 特定活動告示の改正

特定活動告示に第12号が追加され、外国の大学の夏季休暇等の期間を利用し、本邦の公私の機関から報酬を受けて3月を超えない期間内に、当該大学が指定する当該機関の業務に従事する活動を行おうとする外国人に対しては、特定活動告示第9号の「外国の大学の学生が当該教育課程の一部として」行われるものでないもの（単位取得の対象とならないもの）でも、「特定活動」の在留資格を付与することとなる。

3 緩和措置の対象となる者

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者に限る。）であること。ただし、通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。

4 立証資料

(1) 在学証明書

(2) 申請人の休暇の期間を証する資料

(3) 活動に係る資料

ア 外国の大学と本邦の公私の機関との契約書（写し）

イ 処遇を証明する資料

5 審査

上記3の外国人又はその代理人（当該外国人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員又は当該外国人を雇用する者）から在留資格認定証明書交付申請があり、特定活動告示第12号に該当する活動を行うものと認められ、他の上陸のための条件に適合するときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定するとともに、在留資格の欄の左に「告示12号」を記載して在留資格認定証明書を交付する。

(1) 在留資格

特定活動

(2) 在留期間

6月

(3) 指定する活動

外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教

育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして当該大学と本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、3月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

6 上陸の審査

特定活動告示第12号に該当する活動を行う者としての査証を受けた有効な旅券を所持し、上記4の立証資料又は上記5の在留資格認定証明書を提出して上陸申請があったときは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第7条第1項に定める上陸のための条件に適合しているか否かを審査する。

入国審査官は、上陸のための条件のいずれにも適合すると認定したときは、在留資格及び在留期間を決定して旅券に上陸許可証印のシールを貼付し又は同証印を押なつし、入管法施行規則別記第7号の4様式に必要事項を記入した「指定書」を旅券にステープラーで添付する。

第2 留学生が卒業後就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認

1 規制改革の概要

留学生が、大学卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動の許可を与える。

2 緩和措置の対象となる者

在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生は含まない。）であって、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動（以下「継続就職活動」という。）を行うことを目的として本邦への在留を希望する者

3 立証資料

継続就職活動を行おうとする外国人に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。

(1) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経

費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

- (2) 直前まで在籍していた大学の卒業証書又は卒業証明書
- (3) 直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状
- (4) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

4 審査

継続就職活動を行おうとする外国人から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合で、卒業した大学の推薦があり、卒業前から就職活動を行っていることが確認され、在留状況に問題がない等許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(1) 在留資格

短期滞在

(2) 在留期間

決定する在留期間は次のとおりとする。

卒業後150日未満の場合 「90日」

卒業後150日以上165日未満の場合 「30日」

卒業後165日以上180日未満の場合 「15日」

なお、在留期間更新許可申請があった場合については、卒業から180日未満であり、かつ、下記5の要件に適合するときは1回の更新を認めるものとする。この場合に決定する在留期間は15日、30日又は90日のいずれかのうち許可することにより、卒業日から180日又は180日を超える最も短期の期間とする。

5 資格外活動の許可

継続就職活動を行うことを目的として、在留資格「短期滞在」の決定を受けた外国人から、継続就職活動を行う間の必要経費等を補う目的のアルバイト活動のため、資格外活動許可申請があった場合は、次の要件に適合するか否かを審査し、いずれの要件にも適合すると認めるときは、許可する。

- (1) 申請人が申請に係る活動に従事することにより継続就職活動の遂行が妨げられるものでないこと。

(注) 妨げられるか否かについては、単に収入・報酬額の多寡により判断しない。

- (2) 継続就職活動を維持していること。
- (3) 申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと。

ア 法令で禁止されている活動

イ 公序良俗に反するおそれのある活動

ウ 風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行う活動又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う活動

(4) 申請に係る活動が1週について28時間以内であること。

(5) 在留状況等に問題があることなど許可を不相当とする事情がないこと。

第3 「家族滞在」の在留資格をもって在留する者に対する包括的な資格外活動許可

1 規制改革の概要

「家族滞在」の在留資格をもって在留する者が、風俗営業が営まれている営業所において行う活動等を除き、週28時間以内の就労活動を行うことについて、包括的に資格外活動を許可する。

2 緩和措置の対象となる者

「家族滞在」の在留資格をもって在留する者

3 審査

「家族滞在」の在留資格を有する外国人から、1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを目的として、資格外活動許可申請があった場合は、次の要件に適合するか否かを審査し、いずれの要件にも適合すると認めるときは、許可する。

(1) 申請人が申請に係る活動に従事することにより、現に有する在留資格に係る活動が阻害されるものでないこと。

(注) 阻害されるか否かについては、単に収入・報酬額の多寡により判断しない。

(2) 在留状況等に問題がない等許可することを相当としない事情がないこと。

4 許可する活動（資格外活動許可書の記載に同じ。）

1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行われるもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。）

5 許可の期間

原則として、在留期間の満了日を超えない範囲内で、当該活動を許可することが相当と認められる期間とする。

第4 ソムリエに関する「技能」の在留資格に係る上陸許可基準の改正

1 規制改革の概要

「技能」の在留資格に係る上陸許可基準を見直し、ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者又はこれに準ずる者が当該技能を要する業務に従事する場合にあっては、現行10年の実務経験年数の要件を5年に短縮する。

(注)「ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供に係る技能」とは、これらすべての技能を有するものであることを要し、従事しようとする業務については、それらのうちのいずれかの業務を行うものであればよい。

2 「技能」の在留資格に係る上陸許可基準の改正

「技能」の在留資格に係る上陸許可基準に第9号が追加され、ワイン鑑定等に係る業務に従事しようとする下記3のいずれかに該当する外国人については、当該技能について5年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する場合、当該上陸許可基準に適合することとなる。

3 緩和措置の対象となる者

- (1) ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことがある者
- (2) 国際ソムリエコンクール（出場者が一国につき1名に制限されているものに限る。）に出場したことがある者
- (3) ワイン鑑定等に係る技能に関して国（外国を含む。以下同じ。）若しくは地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者

4 立証資料

上記3に該当する者であるか否かの判断に当たっては、以下の文書を提出させることとする。

- (1) 3(1)の場合

賞状等，国際ソムリエコンクールを主催した機関が発行する入賞以上の成績を収めたことを証する文書

(2) 3 (2) の場合

出場者リスト等，国際ソムリエコンクールを主催した機関が発行する同コンクールに参加したことを証する文書

(3) 3 (3) の場合

国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格を有することを証する文書

5 審査

(1) 在留資格認定証明書交付申請

申請に係る外国人が本邦において行おうとする活動が「技能」の在留資格に該当し，かつ，上記2の上陸許可基準に適合する場合で，他の上陸のための条件に適合するときは，「技能」の在留資格を決定し，在留資格認定証明書を交付する。

(2) 在留資格変更許可申請

他の在留資格（「短期滞在」を除く。）で在留する者から在留資格変更許可申請があったときは，「技能」の在留資格に該当し，かつ，上記2の上陸許可基準に適合する場合で，在留状況に問題がない等許可することが相当と認めるときは，「技能」の在留資格を決定する。

(3) 審査上の留意点

ア 国際ソムリエコンクールに当たるものとしては，国際ソムリエ協会が主催する「世界最優秀ソムリエコンクール」があるが，それ以外のコンクールについて申請があったときは，本省に請訓すること。

イ 上記3 (1) の優秀な成績を収めた者とは，コンクールにおいて入賞以上の賞を獲得した者とする。

(注) 上記3 (3) の法務大臣が告示をもって定めるものについては，追って告示で定めることから，同告示に照らして判断すること。

ウ ソムリエはテイスティングのみならず，ワイン選定，仕入れ，保管，販売，管理等ワインに係る幅広い業務を行うものであることから，申請人と契約する本邦の公私の機関において，これらの内容の飲食関連事業を行っているか否かを判断すること。

エ 小規模の事業所であってもソムリエを必要とする事業を行う事業所もあることから，事業所の規模のみをもってソムリエの技能を十分に発揮

できるか否かの判断は行わないこと。

オ 飲食店舗にあっては、ソムリエ以外に食器洗い、給仕、会計等の専従の従業員が確保されていること。

(4) 在留資格

技能

(5) 在留期間

原則として「3年」とする。ただし、雇用契約の内容や在留状況を1年に1度確認する必要がある場合は「1年」とする。

第5 日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留資格要件の緩和

1 規制改革の概要

日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な地域の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、「病院」にも拡大する。

2 上陸許可基準及び医療告示の改正

(1) 上陸許可基準の改正

「医療」の在留資格で外国人医師が医療行為を行うことができるのは、本邦の大学において医学又は歯学の課程を修めて卒業した者が、当該大学卒業後6年以内の期間中に病院等で行う研修として行う業務の場合、又は卒業後医師、歯科医師の確保が困難な地域にある「診療所」で行う診療に係る業務に限られていたが、「医療」の在留資格に係る上陸許可基準の改正により、医師、歯科医師の確保が困難な地域で行う診療に係る業務の場合には、診療所に加えて「病院」において行う業務も含まれることとなった。

(注) 医療法第1条の5 「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

(2) 医療告示の改正

上記(1)に伴い、医療告示の規定中の「診療所」とあるものを「病院

又は診療所」又は「病院等」として告示が改正された。

3 緩和措置の対象となる者

卒業後医師，歯科医師の確保が困難な地域にある「病院」で行う診療に係る業務に従事する医師及び歯科医師

4 審査

(1) 在留資格認定証明書交付申請

申請に係る外国人が本邦において行おうとする活動が「医療」の在留資格に該当し，かつ，上記2の改正後の上陸許可基準に適合し，告示に該当する場合で，他の上陸のための条件に適合するときは，「医療」の在留資格を決定し，在留資格認定証明書を交付する。

(2) 在留資格変更許可申請

他の在留資格（「短期滞在」を除く。）で在留する者から在留資格変更許可申請があったときは，「医療」の在留資格に該当し，かつ，上記2の改正後の上陸許可基準に適合し，告示に該当する場合で，在留状況に問題がない等許可することが相当と認めるときは，「医療」の在留資格を決定する。

(3) 在留資格

医療

(4) 在留期間

原則として「3年」とする。ただし，雇用契約の内容や在留状況を1年に1度確認する必要がある場合は「1年」とする。

第6 本省報告

上記第1から5に係る申請の処分を行ったときは，別添書式により処分の翌月10日までに本省入国在留課（就労審査係長）あて入管WANで報告する。

本信写し送付先

入国者収容所長

添付物

報告書書式

1部

構造改革特別区域基本方針等に基づく規制改革事項に係る処理件数(平成 年 月分)

〇〇入国管理局〇〇支局

	在留資格認定証明書		在留資格変更		在留期間更新		資格外活動許可		合計
	交付	不交付	許可	不許可	許可	不許可	許可	不許可	
特定活動告示12号									
大学生の就職活動									
資格外活動包括許可									
ソムリエ									
医療									
合計									

(注)①「特定活動12号」とは、単位取得を前提としないインターンシップに係る活動を行うものをいう。
 ②「資格外活動包括許可」とは、在留資格「家族滞在」を有する者に対する資格外活動の包括許可に係る件数を計上する。
 ③「医療」とは、上陸許可基準第二号のうち「病院」において行う診療業務に従事するものの件数を計上する。

「我が国への貢献」に関するガイドラインのイメージ

我が国への貢献があるものとして認められるものとして

1. 科学, 芸術, 教育, 事業, スポーツにおいて, 日本国内又は世界的に認められている人物又は高等学位を持つ専門家若しくは特殊技術を持つ専門家の様に優れた才能を持ち, 我が国で専門分野を生かして活動を行うことにより, 国家利益に帰することとなる場合。
2. 日本国企業に多大な投資をおこない, 当該日本国企業の活動により, 日本国民を雇用し続けている等, 日本国の経済発展に寄与している又は将来に寄与する見込みのある場合。

がこれに該当するものと考えられる。

「日本国内又は世界的に認められている人物」とは, 日本国, 地方公共団体若しくは財団法人等から勲章, 国民栄誉賞, 各種文学賞のような各分野で評価されるべき賞を授賞した者又は国際機関又はこれに順ずる機関からノーベル賞, アカデミー賞, オリンピック等国際スポーツ大会のメダル受賞者などがこれに該当する。

「高等学位を持つ専門家又は特殊技術を持つ専門家」とは, 高度な研究活動を行う科学者, 著名な俳優及び芸術家, 業績の優良な企業の経営者並びに設計家, デザイナー, 医療技術者等で同分野の他者が持ち得ない技術を有している者がこれに該当する。

別記第 6 号様式

年 月 日

在留資格認定証明書不交付通知書

殿

国籍

氏名

(年 月 日付け, 申請番号 第 一 号)

あなたの(上記の者に係る)在留資格認定証明書交付申請については、下記理由により不交付と決定したので、通知します。

記

入国管理局長 印

連絡先 入国管理局
(電話番号 一)